

# 第181回北上地区消防組合 議 会 定 例 会 議 録

開会 令和6年10月29日

閉会 令和6年10月29日

北上地区消防組合議会議務局



# 第181回定例会会議録

## 目 次

令和6年10月29日（火曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出欠席議員	1
説明のため出席した者	2
関係市町出席者	2
議会事務局出席者	2
開会・開議	2
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
行政報告	3
現金出納検査結果の報告	5
定期監査結果の報告	5
報告第1号 自動車事故に係る損害賠償事件に関する 専決処分について	6
報告第2号 自動車事故に係る損害賠償事件に関する 専決処分について	6
報告第3号 令和5年度北上地区消防組合公共用地先 行取得事業特別会計予算事故繰越し繰越 計算書について	7
認定第1号 令和5年度北上地区消防組合一般会計歳 入歳出決算の認定について	8
認定第2号 令和5年度北上地区消防組合公共用地先 行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定 について	16
議案第8号 令和6年度北上地区消防組合一般会計補 正予算（第1号）	18
議案第9号 北上地区消防組合職員等の旅費に関する 条例の一部を改正する条例	20
発議案第1号 専決処分事項の指定についての一部改正	21

## 第181回定例会結果

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
認定第1号	令和5年度北上地区消防組合 一般会計歳入歳出決算の認定 について	10月29日	原案承認
認定第2号	令和5年度北上地区消防組合 公共用地先行取得事業特別会 計歳入歳出決算の認定につい て	10月29日	原案承認
議案第8号	令和6年度北上地区消防組合 一般会計補正予算（第1号）	10月29日	原案可決
議案第9号	北上地区消防組合職員等の旅 費に関する条例の一部を改正 する条例	10月29日	原案可決
発議案第1号	専決処分事項の指定について の一部改正	10月29日	原案可決

## 議事日程第3号

令和6年10月29日（火）午後3時30分 開議

北上地区消防組合消防本部 大会議室

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 現金出納検査結果の報告
- 第5 定期監査結果の報告
- 第6 報告第1号 自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分について
- 第7 報告第2号 自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分について
- 第8 報告第3号 令和5年度北上地区消防組合公共用地先行取得事業特別会計予算事故繰越し繰越計算書について
- 第9 認定第1号 令和5年度北上地区消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 認定第2号 令和5年度北上地区消防組合公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 議案第8号 令和6年度北上地区消防組合一般会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第9号 北上地区消防組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 発議案第1号 専決処分事項の指定についての一部改正

---

### 出席議員（7名）

1番 佐々木	護 君	2番 太 田	洋 市 君
3番 藤 原	常 雄 君	4番 熊 谷	浩 紀 君
5番 高 橋	敏 樹 君	6番 刈 田	敏 君
7番 小田島	徳 幸 君		

欠席議員

なし

---

説明のため出席した者

管理者（北上市長）	八重樫	浩	文	君
副管理者（西和賀町長）	内記	和	彦	君
副管理者（北上市副市長）	及川	義	明	君
会計管理者（北上市会計管理者）	高橋		恵	君
監査委員	伊藤	広	務	君
監査委員事務局長	佐藤	祐	介	君
事務局長（消防長）	菊池	洋	幸	君
事務局次長（消防次長兼警防課長）	昆野	美	継	君
事務局次長（消防次長兼予防課長）	小原	和	弘	君
総務課長	高橋	一	哉	君
北上消防署長	高橋	克	哉	君
西和賀消防署長	高橋	周	一	君

---

関係市町出席者

北上市企画部危機管理監	小原	義	幸	君
西和賀町総務課長	吉田	博	樹	君

---

議会事務局出席者

事務局長	菊池	洋	幸	君
事務局次長	高橋	一	哉	君
書記	佐藤		忍	君
書記	小岩		晃	君
書記	阿部	幸	史	君
書記	八重樫	元	気	君

---

午後3時30分 開 会・開 議

○議長（小田島徳幸君） ただいまの出席議員数は7名であります。定足数に達しておりますので、これより第181回北上地区消防組合議会定例会を開会いたします。

---

○議長（小田島徳幸君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配布しております議事日程第3号によって進めます。

---

○議長（小田島徳幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、4番熊谷浩紀議員、5番高橋敏樹議員を指名いたします。

---

○議長（小田島徳幸君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日一日間といたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日一日間と決定いたしました。

---

○議長（小田島徳幸君） 日程第3、行政報告について管理者から発言を求められておりますので、これを許します。管理者。

（管理者 八重樫浩文君 登壇）

○管理者（八重樫浩文君） 第181回北上地区消防組合議会定例会の開会にあたり、行政報告を申し上げます。

はじめに、本年1月から9月までの、管内における火災及び救急の状況を申し上げます。

火災件数は、35件で昨年同期と比較して9件の増加となっております。出火原因は、草焼きなどの屋外焼却が最も多く12件で、全体の約3分の1を占めております。火災による死者は1名、負傷者は4名で、昨年同期と比較して死者は1名の減少、負傷者は2名の増加となっております。

救急出動件数は、3,143件で昨年同期と比較して197件減少し、1日の

平均出動件数は11.5件となっております。なお、熱中症による救急搬送人員は74名で、昨年と比較して14名の減少となっております。

次に、自然災害への対応状況を申し上げます。本年はこれまでに、大雨、暴風等の気象警報の発表に伴い、消防災害警戒本部を11回、消防災害対策本部を2回設置し対応しております。このうち8月28日の大雨により、北上市において床上浸水が3軒、床下浸水が3軒、道路冠水が6か所など、計24件の被害が発生しましたが、幸いにも人的被害はありませんでした。

以上、消防活動について概要を申し上げますが、今後とも、災害による被害軽減を図るため、適切な対応に努めてまいります。

次に事業の進捗状況を申し上げます。消防本部庁舎建設事業につきましては、これまでに地権者との庁舎建設用地の売買契約及び共有物分割請求訴訟の手続きを進め、令和6年4月23日に所有権移転登記を終え、庁舎建設用地全ての取得を完了しております。現在、令和7年度までの継続事業として、造成実施設計業務を進めております。また、北上消防署和賀分署庁舎の建設事業につきましては、令和9年度の運用開始を目指し、今年度は庁舎建設工事等設計業務を進め、今後、入札により設計業者を決定する予定となっております。

次に、いわて消防指令センター総合整備事業について申し上げます。令和8年度からの県内10消防本部による指令システムの共同運用に向け事業を進めており、本年7月に、契約主体である盛岡地区広域消防組合と日本電気株式会社岩手支店が整備工事に係る請負契約を締結しております。契約金額は、115億5,000万円で、当消防組合の負担金の概算は約8億5,000万円であります。

次に、車両の更新について申し上げます。令和4年度からの繰越事業でありますタンク車は、令和6年3月に北上消防署に納車され運用を開始しております。また、令和5年度事業の高規格救急自動車、指揮車及び救助工作車は、2月に西和賀消防署に高規格救急自動車が、3月には北上消防署に指揮車と救助工作車が納車され運用を開始しております。

次に、例年開催されている消防救助技術岩手県大会について申し上げます。同大会は、6月27日に岩手県消防学校で開催され、当消防本部から

は、6種目に23名の救助隊員が出場しました。その中で、2名1組で行うロープ応用登はんで優勝、個人種目のはしご登はんで2位と好成績を収めております。この結果、ロープ応用登はんで優勝した隊員2名は、8月23日に千葉県市原市で開催された、第52回全国消防救助技術大会へ出場し入賞を果たしております。

次に、今年度採用いたしました職員について申し上げます。6名の採用職員については、岩手県消防学校における6か月間の初任教育を10月2日に修了し、北上消防署において勤務を開始しております。今後は、地域住民から信頼され、負託に応えられる消防官となるよう、更なる育成に努めてまいります。

以上を申し上げまして、行政報告といたします。

○議長（小田島徳幸君） ただいまの報告に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（小田島徳幸君） 日程第4、現金出納検査の結果について報告を行います。

書記をして報告書の朗読をさせますが、文書の題名、検査の対象及び検査の結果についてのみ朗読いたさせます。書記。

（書記朗読）

○議長（小田島徳幸君） ただいまの報告に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（小田島徳幸君） 日程第5、定期監査の結果について報告を行います。

書記をして報告書の朗読をさせますが、文書の題名、監査の対象及び監査の結果についてのみ朗読いたさせます。書記。

（書記朗読）

○議長（小田島徳幸君） ただいまの報告に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (小田島徳幸君) これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長 (小田島徳幸君) 日程第6、報告第1号自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分について、日程第7、報告第2号自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分について、以上2件を一括して議題いたします。

報告書の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。事務局長。

(事務局長 菊池洋幸君 登壇)

○事務局長 (菊池洋幸君) ただいま上程になりました、報告第1号及び第2号の自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分について、御説明申し上げます。

事故の概要は、令和6年2月16日午後2時30分頃、北上市更木11地割地内の市道中屋敷線を村崎野分署の水槽付消防ポンプ自動車が進中、南進してきた軽トラックと接触し、双方の車両及び北上市所有のガードレールを破損したものであります。和解の内容は、過失割合を消防組合側が15%、相手側が85%とし、相手車両の損害額52万7,820円のうち、7万9,173円の支払い及び北上市の損害であるガードレールについても過失割合を同等とし、北上市の損害額11万7,700円のうち、1万7,655円を支払うことで示談が成立したため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、去る6月25日に専決処分をしたものであります。

なお、事故の損害額は、公益社団法人全国市有物件災害共済会から全額給付となるものであります。

今回の事故は、幅員約4メートルの狭隘な道路で、見通しの悪いカーブを走行中、前方に対面で走行してくる軽トラックを確認したため停車しましたが、相手方が水槽付消防ポンプ自動車に気付くのが遅れ、回避しきれず接触したものであります。

緊急車両に限らず公用車の交通事故防止につきましては、日頃から各所属長が中心となり職員に対して注意喚起を促すとともに、緊急車両の操縦訓練を実施して安全を確保しているところではあります。見通しの悪い

道路や交差点等では、徐行を徹底し相手車両に自車を気付かせるような運転を心がけるとともに、運転環境に応じた危険予知をし、事故の防止に努めてまいりますことを申し添え報告といたします。

以上であります。

○議長（小田島徳幸君） これより質疑に入ります。3番藤原常雄議員。

○3番（藤原常雄君） 今の説明の中では、こちらの方の消防自動車は停止していたという認識でよろしいでしょうか。そして、そこに相手方がぶつかってきたということでもいいですか。もう一度確認したいと思います。

○議長（小田島徳幸君） 総務課長。

○総務課長（高橋一哉君） ただいまの御質問にお答えいたします。細い道路だったわけですけれども、当組合の消防ポンプ車両は相手の車両に気付きまして、減速、停車いたしました。そこに相手方車両が私たちの車両を発見するのが遅れたため、接触に至ってしまった事故であります。

以上であります。

○議長（小田島徳幸君） 4番熊谷浩紀議員。

○4番（熊谷浩紀君） ガードレールと車の接触ということで、気付くのが遅かったという話ですが、相手方のスピードはどれくらいのスピードで消防ポンプ車に衝突したのかというのが1点と、それから、その日は2月で真冬でしたが、あまり今年は雪が降っていなかったと思いますが、降雪状況とかが原因の一つに入るのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（小田島徳幸君） 総務課長。

○総務課長（高橋一哉君） ただいまの御質問にお答えいたします。事故の当日、周囲には積雪はない状態でした。天候についても晴れで、相手方のスピードについては、ドライブレコーダーの画像を私共と保険会社で確認し解析した結果として、時速40キロメートルから50キロメートルの間であろうというお話をいただいております。

以上であります。

○議長（小田島徳幸君） これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（小田島徳幸君） 日程第8、報告第3号令和5年度北上地区消防

組合公共用地先行取得事業特別会計予算事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。事務局長。

(事務局長 菊池洋幸君 登壇)

○事務局長(菊池洋幸君) ただいま上程になりました、報告第3号令和5年度北上地区消防組合公共用地先行取得事業特別会計予算事故繰越し繰越計算書について、御説明申し上げます。令和5年度北上地区消防組合事故繰越し繰越計算書を御覧願います。

令和5年度の北上地区消防組合公共用地先行取得事業特別会計に計上の訴訟手続等業務委託料55万円については、裁判所における事務手続きに時間を要し、その結果、令和5年度内に契約業務が完了しなかったため、令和6年度に繰り越したので、地方自治法施行令第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により報告するものであります。

以上であります。

○議長(小田島徳幸君) これより質疑に入ります。(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田島徳幸君) これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長(小田島徳幸君) 日程第9、認定第1号令和5年度北上地区消防一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

書記をして議案の朗読をいたさせます。書記。

(書記朗読)

○議長(小田島徳幸君) 提案理由の説明を求めます。事務局長。

(事務局長 菊池洋幸君 登壇)

○事務局長(菊池洋幸君) ただいま上程になりました認定第1号、令和5年度北上地区消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について、提案の理由を申し上げます。

はじめに令和5年度の事業について申し上げます。主な事業の一つである車両の更新につきまして、令和4年度繰越事業による水槽付消防ポンプ自動車、タンク車を配備したほか、令和5年度は北上消防署の救助工作

車、高規格救急自動車及び指揮車を更新配備いたしました。資機材では、2機目の無人航空機を追加購入し、北上消防署に配備いたしました。従前、北上消防署に配備しておりました1機目の無人航空機は、西和賀消防署に移動させ、消防組合として2機体制での運用を開始しております。

次に職員の研修につきましては、新規採用職員4名を基礎的知識習得のため岩手県消防学校初任教育課程に派遣し、現任職員は各種専門分野への研修に派遣しました。また、新規救急救命士資格取得のため1名を救急救命東京研修所へ派遣しております。

以下、決算の概要について申し上げますが、詳細につきましては、決算書のほか、監査委員の決算審査意見書を添えてございますし、主要な施策の成果に関する説明書を提出しておりますので、これにより、御理解をいただきたいと思っております。

2ページの一般会計歳入歳出決算款項別集計表を御覧願います。

歳入につきましては、予算現額19億766万7,000円に対し、収入済額は19億849万5,065円で、100.04%の執行率であります。

次に4ページを御覧願います。歳出につきましては、支出済額は18億7,870万2,163円で98.48%の執行率であり、一般会計歳入歳出差引き残高は2,979万2,902円となっております。

以下、一般会計歳入歳出決算書の6ページ以降、一般会計歳入歳出決算事項別明細書により、歳入から御説明いたします。7ページの収入済額を御覧願います。

1款分担金及び負担金14億9,275万4,000円は、組合構成市町からの分賦金で歳入総額の78.22%を占めております。

2款使用料及び手数料230万1,300円は、危険物取扱許可手数料の204万7,200円が主なものであります。

4款繰越金7,386万6,085円は、令和4年度からの繰越金であります。

5款諸収入1,906万2,780円は、2項1目雑入の1節、東日本高速道路株式会社からの高速道路における救急業務支弁金427万2,360円及び2節雑入の岩手県防災航空隊及び岩手県消防学校の派遣助成交付金1,372万7,084円が主なものであります。

6款組合債3億1,950万円は、指令センター及び消防車両等の整備に係る起債であります。

7款財産収入101万900円は、水槽付消防ポンプ自動車1台の売り払い収入であります。

次に、10ページ以降の歳出について申し上げます。11ページ支出済額を御覧願います。

1款議会費支出済額25万9,967円は、議員報酬が主なものであります。

2款総務費47万5,545円は、特別職及び監査委員の報酬が主なものであります。13ページを御覧願います。

3款消防費は17億503万9,743円であり、歳出総額の90.76%を占めております。1項1日常備消防費は13億2,423万7,306円であり、その事業内容は、職員人件費が11億5,411万4,572円で、常備消防費の87.15%を占めております。備考欄、中ほどに記載している消防管理運営事業は、1億7,012万2,734円であり、主な内訳について、8節旅費の628万1,646円は、消防学校への入校等、職員の教育訓練に係る出張などであり、10節需用費、5,479万8,114円は、消耗品費、燃料費、光熱水費などであり、11節役務費、1,920万1,883円は、通信運搬費、車両整備に伴う手数料などであり、15ページを御覧願います。

12節委託料1,204万3,070円は、庁舎清掃業務委託料及び病院研修等委託料などであり、13節使用料及び賃借料1,623万505円は、パソコン賃借料などであり、17節備品購入費2,038万690円は、消防隊員が着用する防火衣や大堤分署の高規格救急自動車に更新配備した自動心臓マッサージ器などの購入費であり、18節負担金補助及び交付金3,885万3,852円は、救急救命士研修教育負担金、消防通信指令事務協議会負担金などであり、26節公課費181万5,700円は、自動車重量税であります。17ページを御覧願います。

次に、1項2目消防施設費の支出済額は、3億8,080万2,437円であり、主な内訳については、17節備品購入費3億7,265万7,998円は、車両5台及び無人航空機の購入費であり、18節負担金補助及び交付金618万2,094円は、いわて消防指令センター総合整備事業負担金であります。

4款公債費1億7,280万6,046円は、令和5年度分の組合債元利償還金であり、歳出総額に占める公債費の割合は9.2%となっております。なお、令和5年度末における起債残高は、主要な施策の成果に関する説明書8ページ組合債の状況に記載のとおり11億9,372万7,920円であります。

以上、令和5年度の決算の概要について申し上げましたが、よろしく御審議の上、原案のとおり認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小田島徳幸君） これより質疑に入ります。まず歳入から款を追って行います。1款分担金及び負担金（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） 2款使用料及び手数料（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） 4款繰越金（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） 5款諸収入（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） 6款組合債（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） 7款財産収入（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） 次に、歳出に入ります。1款議会費（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） 2款総務費（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） 3款消防費。1番佐々木護議員。

○1番（佐々木護君） 資料の見方ですが、決算書の13ページ人件費の支出済額と主要な施策の成果に関する説明書の5ページ以降、人件費の令和5年度の事項別明細書と人件費実績明細書に出ている額と差額があるのですが、これはどこの合計が主要な施策の人件費の額となるのかをお伺いしたいというのと、2点目ですけれども、令和4年度人件費の構成比をみますと7割を超えておりますが、令和5年度は普通建設事業上乗せ分で55%程度となっておりますけれども、例年の構成比は7割程度というのが消防組合の標準的なものかという2点をお願いします。

○議長（小田島徳幸君） 休憩いたします。

午後4時1分 休 憩

---

午後4時3分 再 開

○議長（小田島徳幸君） 再開いたします。総務課長。

○総務課長（高橋一哉君） 御質問にお答えします。

主要な施策の成果に関する説明書の5ページの(5)になりますけれども、こちらの扶助費というものと、上の人件費を合算したものが決算書の方の数字として示されているものでございます。扶助費の内容といたしましては児童手当となっております。

もう一点につきましては、構成比率でございますけれども、令和5年度は54.73%となっておりますが、令和3年度は76.7%、令和4年度が73.54%となっております。令和5年度については庁舎建設に関連する費用が加わったものであり、人件費の構成比率が下がっているという内容となっております。

以上でございます。

○議長（小田島徳幸君） そのほか、4番熊谷浩紀議員。

○4番（熊谷浩紀君） 17ページの備品購入費ですが、先ほども御説明ありましたが、ドローン無人航空機のところですが、昨年1機追加で買われて、その追加したものを北上が使用して、北上にあったものを西和賀町の方で使用して今2機あるということですが、訓練が大事だと思うのですが、訓練自体はどうなっているのかということをお聞きします。

それから、現実の出動体制について、今現実に何回くらい出動されているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（小田島徳幸君） 警防課長。

○警防課長（昆野美継君） 熊谷議員のただいまの御質問にお答えいたします。

ドローンの訓練といたしましては、定期点検を毎月しております。その時に併せて飛行訓練をしております。そのほか山岳救助訓練や水難救助訓練など、組合全体で行なう訓練があるのですが、その時の訓練も活用して極力飛行して訓練するようにしております。

実災害ですが、新機体で今年の6月に口内で7棟が燃える火災がありましたが、その時に道路向かいの休耕田に飛び火したということで、上空からの状況把握ということで運用しております。今のところ購入したドロー

ンの実災害への対応は1回ですが、そのドローンで火災現場の映像を伝送しこちらの消防本部でも確認をして、災害時に映像も確認できるということを実際に行なっております。

以上です。

○議長（小田島徳幸君） 4番熊谷浩紀議員。

○4番（熊谷浩紀君） ありがとうございます。訓練ですが、他の自治体では、例えば水難訓練の場合浮き輪をドローンに付けて飛ばして、それを落としたりして水害に遭われた方を救う訓練をしているようですが、実質そのような方々を救う、今後取り組みやドローンの仕様とかの可能性はあるのでしょうか。

○議長（小田島徳幸君） 警防課長。

○警防課長（昆野美継君） ただいまの御質問にお答えいたします。

当組合のドローンでは、その物をその場で落とすというような機能は付いておりません。また、資格にカテゴリーというランクがありまして、そのような操作をするためには高度な技術の方になるので、今のところ当組合としては、その物を運ぶというところまでは至っておりません。

以上です。

○議長（小田島徳幸君） 3番藤原常雄議員。

○3番（藤原常雄君） 今と同じ備品購入費ですけれども、救助工作車が約1億8,600万円、高規格救急自動車約2,843万円、指揮車が約1,589万円、ドローンが約147万円となっております。これらを合計しますと約2億3,207万7,000円になりますが、予算の方では、救助工作車が2億5,000万円、その次の高規格救急自動車が3,700万円の予算をみている。そして、指揮車、これも2,000万円の予算をみていて無人航空機は220万円をみています。この予算を合計すると3億920万円となっているのですが、予算と実際の金額が約7,712万3,000円も違うんですよ。どうしてこんなに大きい金額差になるのかということ。聞き取りをすればある程度予算額に近い金額になると思うのですが、その点の理由についてお聞きします。

○議長（小田島徳幸君） 総務課長。

○総務課長（高橋一哉君） ただいまの藤原議員からの御質問にお答えいたします。

車両、資器材も含めてですが、購入予算を立てる時には、定価ベースで各資器材等を積算していきましてその合計額を予算額としているところでございます。これに対して購入額は、ご存じのとおり入札により複数の業者によって競争入札で購入額が決定されるものですので、それぞれの差額の合計が約7,000万円となっているものというところでございます。

○議長（小田島徳幸君） 3番藤原常雄議員。

○3番（藤原常雄君） 今メーカーの定価で予算を立てているということですが、実際に定価で入札になる場合はあるんですか。ほとんどの場合、もう定価というのはあり得ないと思うのですが、その点についてどうでしょうか。

○議長（小田島徳幸君） 総務課長。

○総務課長（高橋一哉君） 定価と申しましたけれども、定価ベースでの見積りをいただいて、それを積算したもので予算を立てているところであります。おっしゃるとおり入札となりますと各業者さんが競争入札というかたちで入ってきますので、どうしても差額が生じてしまうという内容になっております。

以上でございます。

○議長（小田島徳幸君） 3番藤原常雄議員。

○3番（藤原常雄君） 私が聞いているのは、定価の価格で今までに入札されたことがあるのかということをお聞きしたいのですが。

○議長（小田島徳幸君） 総務課長。

○総務課長（高橋一哉君） お答えいたします。

定価のまま落札されたこと、価格が決定したことはほぼありません。

以上でございます。

○議長（小田島徳幸君） 3番藤原常雄議員。

○3番（藤原常雄君） そうであれば、少し定価というものではなく、難しいかもしれませんが、もう少し定価というかたちではなく、何か違うかたちで予算を立てた方がいいのではないかと思います。そのあたりはど

うでしょうか。

○議長（小田島徳幸君） 総務課長。

○総務課長（高橋一哉君） そのとおりの部分もあると思うのですが、私どもといたしましては、昨今の物価高騰なども見込んだうえでその金額をもって予算を立てているというところがございます。万が一その予算をオーバーしてしまった場合、設計等をやり直しまして補正予算を組んで、また購入するための事務手続きを踏まなければならないということもございます。そういったところを見込んでの予算の設計となっております。

以上でございます。

○議長（小田島徳幸君） 3番藤原常雄議員。

○3番（藤原常雄君） それでは、別の件で15ページに戻っていただきますけれども、委託料の件で病院研修等の委託料約206万1,000円というかたちですけれども、昨年度の場合は309万4,000円、今回予算は343万5,000円がついています。それについて約206万1,000円となっておりますが、この違いについてはどのようなかたちでしょうか。

○議長（小田島徳幸君） 警防課長。

○警防課長（昆野美継君） ただいまの藤原議員の御質問にお答えいたします。

まず、令和4年度が300万円と令和5年度が206万円というその差ですけれども、この病院研修等委託料はちょっと項目が細かくあるのですが、その一つに救命士の資格を消防本部で派遣をして、資格を取ってそのまま救命士の手技ができるわけではなく、病院実習をしてそれで認められて一人前の救命士になるものですけれども、職員として派遣する前に専門学校で資格を取ってくる人もおります。その人の病院実習もあつたので令和4年度は3名病院実習しておりまして、令和5年度は1名というところで、そこでの差額が約35万円というのが一つあります。

あと、医師検証といいまして、救急隊が救急活動した後にその活動が適正だったかどうかというのを病院の医師に確認してもらう作業があるのですが、そのことについてこの前の2月定例会でも少し説明をしましたが、昨年度精査をして、医師検証の件数が減ったことがあります。その金額の

差額が40万円くらい令和5年度は減りました。

あと、指示要請というものがあるのですが、病院の医師に患者さんへの点滴を実施していかどうか確認をして、その状況ならやってくださいという指示をもらう、そういう医師とのやり取りに対して病院側に委託料を払うのですが、その件数が少し減りまして令和4年度は120件だったのが、令和5年度は90件ということで、その差額が25万円くらい減りました。それでトータル100万円くらい減ったというところの状況です。

以上であります。

○議長（小田島徳幸君） 4款公債費（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） 5款予備費（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第1号令和5年度北上地区消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。この採決は、挙手により行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（小田島徳幸君） 挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

---

○議長（小田島徳幸君） 日程第10、認定第2号令和5年度北上地区消防組合公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

書記をして議案の朗読をいたさせます。書記。

（書記朗読）

○議長（小田島徳幸君） 提案理由の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 菊池洋幸君 登壇）

○事務局長（菊池洋幸君） ただいま上程になりました認定第2号、令和5年度北上地区消防組合公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案の理由を申し上げます。

2 ページの歳入歳出決算款項別集計表を御覧願います。

歳入につきましては、予算現額 2 億 408 万 1,000 円に対し、収入済額は 2 億 408 万 1,000 円で 100% の執行率であります。

次に、4 ページ及び 5 ページを御覧願います。歳出につきましては、支出済額 2 億 337 万 7,352 円で 99.66% の執行率であり、歳入歳出差引残高は 70 万 3,648 円となっております。

以下、歳入歳出決算書の 6 ページ以降、歳入歳出決算事項別明細書により、歳入から御説明いたします。7 ページの収入済額を御覧願います。

1 款分担金及び負担金 338 万 1,000 円は、北上市からの公共用地先行取得事業費分賦金となっております。

2 款組合債 2 億 70 万円は、消防本部庁舎建設用地取得に係る公共用地先行取得事業債であります。

次に、8 ページ及び 9 ページの歳出について申し上げます。9 ページ支出済額を御覧願います。

1 款 1 項 1 目事業費支出済額は 2 億 267 万 7,400 円であり、主な内訳について、12 節委託料 172 万 9,934 円は消防本部庁舎建設用地の用地草刈業務委託料及び訴訟手続等業務委託料であり、翌年度繰越額、事故繰越し 55 万円は訴訟手続等業務の報酬金であります。16 節公有財産購入費 2 億 79 万 6,000 円は、消防本部庁舎建設用地の用地取得費であります。

2 款公債費支出済額の 69 万 9,952 円は、用地取得費の償還利子であります。

以上、令和 5 年度の決算の概要について申し上げましたが、よろしく御審議の上、原案のとおり認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小田島徳幸君） これより質疑に入ります。歳入歳出を一括して行ないます。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第 2 号令和 5 年度北上地区消防組合公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。この採決は、

挙手により行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（小田島徳幸君） 挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり認定することに決定しました。

---

○議長（小田島徳幸君） 日程第11、議案第8号令和6年度北上地区消防組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

書記をして議案の朗読をいたさせます。書記。

(書記朗読)

○議長（小田島徳幸君） 提案理由の説明を求めます。事務局長。

(事務局長 菊池洋幸君 登壇)

○事務局長（菊池洋幸君） ただいま上程になりました議案第8号、令和6年度北上地区消防組合補正予算第1号について、提案の理由を申し上げます。

はじめに、歳入歳出予算の補正について御説明申し上げます。補正の額は、歳入歳出の総額に462万2,000円を増額し、予算の総額を21億3,691万5,000円にしようとするものであります。主な内容を歳出から申し上げます。6ページ及び7ページを御覧願います。

3款1項1日常備消防費535万円の増は、児童手当支給制度の改正に伴い、3節職員手当等児童手当480万円及び児童手当支給システムの改修委託料55万円によるものであります。

4款公債費72万8,000円の減は、消防本部庁舎建設用地取得事業の組合債償還利子が確定したことによるものであります。

次に、歳入について、御説明申し上げます。4ページ及び5ページを御覧願います。

1款分担金及び負担金2,313万3,000円の減は、常備消防費分賦金2,240万5,000円及び消防施設費分賦金72万8,000円を減額しようとするものであります。

2款使用料及び手数料6万7,000円の増は、自動販売機の庁舎使用料の

確定によるものであります。

4 款繰越金2,279万3,000円の増は、前年度からの繰越金額の確定によるものであります。

5 款諸収入11万6,000円の増は、東日本高速道路株式会社救急業務支弁金の確定によるものであります。

7 款財産収入422万9,000円の増は、消防車両4台の売払い収入によるものであります。

8 款国庫支出金の55万円の皆増は、子ども子育て支援事業費補助金によるものであります。

以上、補正予算の概要について申し上げましたが、よろしく御審議のうえ、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小田島徳幸君） これより質疑に入ります。4番熊谷浩紀議員。

○4番（熊谷浩紀君） 7ページの常備消防費ですが、職員手当として今回児童手当が改正されたことによる児童手当の増額ではないかと思うのですが、これに影響があったという職員の方々は何人くらいいるのか。それから分かればいいのですが、世帯の中で子供何人分くらい影響があったのかをお聞きしたいと思います。

○議長（小田島徳幸君） 総務課長。

○総務課長（高橋一哉君） ただいまの御質問にお答えいたします。

改正前につきましては、支給対象になっている職員数は62人でございました。支給対象となっていた児童の数が114人ということになります。今回の改正によりまして、支給対象の児童の年齢が高校生まで引き上げられたということで支給対象職員が68人、支給対象児童数が126人となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（小田島徳幸君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第8号令和6年度北上地区消防組合一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。この採決は、挙手により行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(小田島徳幸君) 挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長(小田島徳幸君) 日程第12、議案第9号北上地区消防組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。事務局長。

(事務局長 菊池洋幸君 登壇)

○事務局長(菊池洋幸君) ただいま上程になりました議案第9号、北上地区消防組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

北上地区消防組合職員等の旅費に関する条例は、北上市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償条例及び北上市一般職の職員等の旅費条例の規定に準じて、旅費の支給に関する事務を規定しておりますが、北上市一般職の職員等の旅費条例の一部改正に伴い、県内の日帰り出張で支給対象とならない市町村に、雫石町を追加しようとするものであります。

なお、改正の施行日は、公布の日とするものであります。よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(小田島徳幸君) これより質疑に入ります。(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田島徳幸君) これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田島徳幸君) これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第9号北上地区消防組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田島徳幸君) 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（小田島徳幸君） 日程第13、発議案第1号専決処分事項の指定についての一部改正を議題といたします。書記をして議案の朗読をいたさせます。書記。

（書記朗読）

○議長（小田島徳幸君） 提案理由の説明を求めます。6番刈田敏議員。

（6番 刈田敏君 登壇）

○6番（刈田敏君） ただいま上程になりました、発議案第1号専決処分事項の指定についての一部改正について、提案の理由を申し上げます。

今回の改正は、地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分事項の指定について、北上市の専決処分事項の指定についての議決に準じて変更しようとするものであります。

何とぞ満堂の御賛同を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（小田島徳幸君） これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） これをもって討論を終結いたします。

これより発議案第1号専決処分事項の指定についての一部改正を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） 御異議なしと認めます。

よって本件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（小田島徳幸君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、第181回北上地区消防組合議会定例会を閉会いたします。

午後4時36分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北上地区消防組合  
議 会 議 長

小田島 徳 幸

北上地区消防組合  
議 会 議 員

熊 谷 浩 紀

北上地区消防組合  
議 会 議 員

高 橋 敏 樹